平成26年3月26日 水戸市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市消費生活条例(平成26年水戸市条例第2号。以下「条例」という。)第 41条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(消費生活センター)

- 第2条 条例第16条に規定する水戸市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の位置は、水戸市中央1丁目4番1号とする。
- 2 消費生活センターの受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 消費生活センターの休日は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、受付時間及び休日を変更することができる。

(公表の方法)

- 第3条 条例第27条又は第32条の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) インターネットの利用
  - (2) 水戸市公告式条例(昭和63年水戸市条例第1号)第2条第2項の規定に基づく掲示場への掲示
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(資料の提出要求手続)

- 第4条 市長は、条例第30条第1項の規定により資料の提出を求めるときは、当該事業者又は消費者に対し、資料提出要求書(様式第1号)により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による通知を受けた事業者又は消費者から資料の提出の期限の延長の申出が あった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。 (勧告の方法)
- 第5条 条例第31条の規定による勧告は、勧告書(様式第2号)を交付することにより行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、同年7月 1日から施行する。 付 則 (平成30年12月27日規則第45号) この規則は,平成31年1月4日から施行する。 様式第1号(第4条関係) 事業者用

## 資料提出要求書

 第
 号

 年
 月

 日

様

水戸市長 印

あなたと消費者との間で行われた取引における指定不当取引行為の有無について判断するため必要があるので、水戸市消費生活条例第30条第1項の規定により、次のとおり資料の提出を求めます。

なお、正当な理由がなく資料を提出しないときは、同条第2項の規定により指定不当取引行為を行ったものとみなします。

有無を判断し	
ようとしてい	
る指定不当取	
引行為の内容	
資料の提出を	
求める事項	
提出期限	
資料の提出先	

消費者用

## 資料提出要求書

第 号 年 月 日

様

水戸市長 印

消費者と事業者との間で行われた取引における指定不当取引行為の有無について判断するため必要があるので、水戸市消費生活条例第30条第1項の規定により、次のとおり資料の提出を求めます。

有無を判断し	
ようとしてい	
る指定不当取	
引行為の内容	
資料の提出を	
求める事項	
提出期限	
資料の提出先	

様式第2号(第5条関係)

勧 告 書

第 号 年 月 日

様

水戸市長

印

あなたが消費者との間で行う取引に関する行為が、指定不当取引行為であると認められるので、水戸市消費生活条例第31条の規定により、次のとおり勧告します。

なお,正当な理由がなく勧告に従わないときは、同条例第32条の規定により公表することがあります。

指定不当取引行 為の内容	
勧告する事項	
指定不当取引行 為と認める理由	
勧告内容の履行 期限	